

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例(平成10年柏市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示事項)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の手続)

第3条 報告書を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

(縦覧の時間等)

第4条 報告書の縦覧の時間は、柏市執務時間規則(平成7年柏市規則第9号)第2条に規定する執務時間とする。

2 報告書を縦覧することができない日は、柏市休日条例(平成元年柏市条例第3号)第2条第1項に規定する本市の休日とする。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を改ざんし、汚損し、又は破損しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

(縦覧の中止等)

第6条 市長は、第3条及び前条の規定に違反する者の縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第7条 意見書を提出しようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。